

建設業法の目的（法第1条）

建設業法（昭和24 年法律第100 号。以下「法」という。）の目的は、大きく分けて二つあります。

その第一は、建設工事の適正な施工を確保し、手抜き工事や粗雑工事等の不正工事を防止するとともに、更に積極的に適正な施工を実現して、発注者の保護を図ることです。

第二は、建設業の健全な発達を促進することです。建設業は、住宅、道路、上下水道、学校、事務所、工場等の個人生活や社会生活の基盤となる諸施設の整備を担う重要な産業で、国民経済と深くかかわっています。この建設業が調和のとれた産業として発達することは、公益的にも必要です。

これらの二つの目的は相互に密接な依存関係に立つもので、共に公共の福祉の増進に寄与することを理念としています。

さらに、法は、以上の二つの目的を達成する手段として、次の二つを示しています。

その第一は、建設業を営む者の資質の向上です。具体的な方策として建設業の許可制があり、また、施工技術の確保と向上を図るための技術検定制度があります。

第二は、建設工事の請負契約の適正化です。発注者と請負人、元請負人と下請負人の間に交わされる請負契約をより公正かつ平等にすることによって、請負人、特に下請負人の保護を図ろうとするものです。具体的には、請負契約の原則の明示、契約書の記載事項、一括下請負の禁止等の制度があります。

その他、法の目的を達成するため、建設工事紛争審査会の設置、建設業者の経営事項審査制度、建設業者及び建設業者団体に対する指導監督の制度があります。

このように、法は、単に建設業者に対して指導監督を行うだけでなく、積極的に指導育成し、建設業の健全な発達を促進することを目指しています。

1 建設業の許可と種類

(1) 建設業とは ―法第2条―

建設業とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負うことをいいます。この建設業は(4)に掲げるとおり、29 業種に分かれています。

なお、ここでいう請負とは、雇用、委任、建売住宅の売買等と基本的に異なる考え方をとっていますからご注意ください。

(2) 許可を必要とする者 ―法第3条―

建設業を営もうとする者は、下記に掲げる工事を除いてすべて許可の対象となり、29 種の建設業の種類（業種）ごとに、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

※ 許可を受けなくてもできる工事（軽微な建設工事）

建築一式工事以外の建設工事	1 件の請負代金が500 万円（注）未満の工事（消費税を含んだ金額）
建築一式工事で右のいずれかに該当するもの	(1) 1 件の請負代金が1,500 万円未満の工事（消費税を含んだ金額） (2) 請負代金の額にかかわらず、木造住宅で延べ面積が150 m ² 未満の工事（建築基準法第2条第5号に定める主要構造部が木造で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの）

(注)① 同一の建設業を営む者が工事の完成を2以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の額の合計額となります。

② 注文者が材料を提供する場合は、その材料の市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えたものが請負代金の額となります。

(3) 許可の種類 ―法第3条―

① 国土交通大臣許可 …… 二つ以上の都道府県に営業所がある場合

② 知事許可 …… 一つの都道府県に営業所がある場合

建設工事自体は営業所の所在地に関わりなく、他の都道府県でも行うことができます。

例えば富山県知事から許可を受けた建設会社は、営業活動は富山県内の本支店のみとなりますが、その本支店における契約に基づいた工事は営業所のない他の都道府県でも可能となります。大臣許可に該当するかどうか不明な場合は北陸地方整備局にご相談ください。

※ 「営業所」とは、請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、最低限度の要件としては、契約締結に関する権限を委任された者がおり、かつ、営業を行うべき場所を有し、電話、机等什器備品を備えていることが必要です。（P. 8 参照）

(4) 建設工事と建設業の種類

※ 土木一式、建築一式の許可を持っていても、各専門工事の許可を持っていない場合は500 万円以上（消費税込）の専門工事を単独で請負うことはできません。

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示
土	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造または解体する工事を含む。以下同じ）	橋梁、ダム、空港、トンネル、高速道路、鉄道軌道（元請）、区画整理、道路・団地等造成（個人住宅の造成は含まない）、公道下の下水道（上水道は含まない）、農業・灌漑水道工事を一式として請負うもの
建	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	建築確認を必要とする新築及び増改築
大	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
と	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示
と	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	ホ その他基礎的ないしは準備的工事	ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事（避雷針工事）
管	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガスパ配管工事、ダクト工事、管内更生工事、（配水小管）
タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示
鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事（※ 建築系の防水のみ）	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示
機	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事 ※組立て等を要する機械器具の設置工事のみ ※他工事業種と重複する種類のものは、原則その専門工事に区分される	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事（ガスタービンなど）、集塵機器設置工事、トンネル・地下道等の給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
絶	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
通	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、T V 電波障害防除設備工事
園	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
井	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示
具	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事 ※それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当します。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当します。	工作物解体工事

2 営業所の要件 ―法第3条―

「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。本店又は支店は、常時建設工事の請負契約を締結する事務所ではない場合であっても、他の営業所に対して請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、「営業所」に該当します。

また、「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問いません。

なお、「営業所」は、少なくとも次の要件を備えていることが必要です。

- (1) 請負契約の見積り、入札、契約締結等の実体的な業務を行っていること。
- (2) 電話、机、各種事務台帳を備え、居住部分とは明確に区分された事務室が設けられていること。
- (3) 主たる営業所には経營業務の管理責任者（常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者）が、従たる営業所には建設業法施行令第3条に規定する使用人（(1)に関する権限を付与された者）が常勤していること。
- (4) 営業所技術者等が常勤していること。

したがって、単なる登記上の本店、事務連絡所、工事事務所、作業所等は、この営業所に該当しません。

※ 申請書の受付後に、審査に際し、営業所の要件を満たしているか、立入調査を行うことがあります。

3 建設業の許可区分（一般建設業と特定建設業） ―法第3条―

建設業の許可は、一般建設業と特定建設業に区分されています。

特定建設業の制度は、下請負人の保護等のために設けられているもので、法令上特別の義務が課せられています。

(1) 下請金額の制限

発注者 (施主)	元 請		下 請 (一次)
	※工事の全部又は一部を下請に出す場合の契約金額（消費税込）		
	特定建設業	一般建設業	
	① 総額5,000万円以上 (建築一式は8,000万円以上) (複数の下請業者に出す場合は、その合計額)	① 総額5,000万円未満 (建築一式は8,000万円未満) ② 工事のすべてを自分（自社）で施工	
			※二次以降の下請に対する下請契約金額の制限はありません。

- (※) ① 発注者から直接請け負う一件の建設工事について、元請負人が5,000万円（建築一式は8,000万円）以上の工事の下請施工させようとするときの5,000万円には、元請負人が提供する材料等の価格は含みません。
- ② 工事の全部を下請に出す場合は、契約書等において事前に、発注者（施主）の承諾を

得る必要があります。ただし、公共工事及び共同住宅新築の民間建設工事の場合、例外なく一括下請は禁止されています。（法第22 条及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」）なお、一括下請の禁止は、二次以降の下請にも同様に適用されます。

(2) 営業所技術者等になり得る資格

(P. 12の表(2)及びP. 14(2)～P. 15 参照)

(3) 財産的基礎等の要件

(P. 13の表(4)及びP. 16(4)～P. 17 参照)

4 許可の有効期間（5年間）（平成6年12月28日から施行） —法第3条—

許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可日に対応する日の前日をもって満了となります。許可の有効期間の末日が日曜日等の行政庁の休日であっても同様の取扱いになります。

したがって、引き続き建設業を営もうとする場合には、期間が満了する日の30 日前までに、更新の手続をとらなければなりません。手続をとらなければ期間満了とともに、その効力を失い、営業をすることができなくなります。

なお、更新申請が受け付けられていれば、許可の有効期間の満了日までに当該申請に対する許可等の処分がされない場合であっても、当該処分がされるまでは、従前の許可が有効です（※許可満了日までに更新申請していれば、当該申請に対する処分（許可・不許可など）が出されるまでは許可が切れることはありません）。

5 許可の基準（許可を受けるための要件） —法第7条・法第8条・法第15条—

許可を受けるためには、次の資格要件を備えていることが必要です（次表参照）。

- (1) 建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること（P. 10～11の表(1)及びP. 14(1) 参照）。
- (2) 営業所技術者等を営業所ごとに常勤で置いていること（P. 12の表(2)及びP. 14(2)～P. 15 参照）。
- (3) 請負契約に関して誠実性を有していること（P. 12の表(3)及びP. 16(3) 参照）。
- (4) 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること（P. 13の表(4)及びP. 16(4)～P. 17 参照）。
- (5) 欠格要件等に該当しないこと（P. 13の表(5) 参照）。

項 目		一般建設業	特定建設業
(1) 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定	一. 以下（A、B）のいずれかに該当するものであること。	—法第7条第1号—	—法第15条第1号—
	A. 常勤役員等（法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合においてはその者又はその支配人をいう。以下、同じ。）のうち1人が右(①②③)のいずれかに該当すること。	—施行規則第7条第1号イ— ① 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者 ※「経営業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。 ② 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経営業務を管理した経験を有する者（※事前に相談してください。） ※「経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）」とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。 ③ 建設業に関し6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐した経験（※事前に相談してください。） ※「経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐した経験」とは、経営業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約等の経営業務全般について、従事した経験をいう。	

める基準に適合する者であること	B. 常勤役員等のうち1人が右(①②)のいずれかに該当する者であつて、かつ、財務管理の業務経験(許可を受けている建設業者にあっては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあっては当該建設業を営む者における5年以上の建設業の業務経験に限る。以下、同じ。)を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。	—施行規則第7条第1号ロ— ① 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当する者に限る。)としての経験を有する者 ② 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者 ※「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験をいう。 ※「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいう。 ※「業務運営の業務経験」とは、会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいう。 ※「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実体上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいう。 ※「役員等に次ぐ職制上の地位」とは、当該地位での経験を積んだ会社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいう。
	※「役員」とは、持分会社の業務を執行する社員、株式会社・有限会社の取締役、指名委員会等設置会社の執行役又は法人格のある各種の組合等の理事等をいう。 ※執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等(以下「執行役員等」という。)は原則として「役員」に含まれないが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等(建設業に関する事業の一部のみ分掌する事業部門(一部の営業分野のみを分掌する場合や資金・資材調達のみを分掌する場合等)の業務執行に係る権限移譲を受けた執行役員等を除く。)は、含まれるものとする。	
	二. 右(㊸㊹㊺)のいずれにも該当する者であること	—施行規則第7条第2号— ㊸ 健康保険法第3条第3項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則第19条第1項の規定による届書を提出した者であること。 ㊹ 厚生年金保険法第6条第1項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則第13条第1項の規定による届書を提出した者であること。 ㊺ 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則第141条第1項の規定による届書を提出した者であること。

項 目		一般建設業	特定建設業
(2) 営 業 所 技 術 者 等	すべての営業所に、右のいずれかに該当する専任の技術者がいること。	—法第7条第2号— 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、次に掲げるいずれかの要件に該当する者 イ 学校教育法 (P. 16〈参考〉参照) による高校 (旧実業学校を含む。) 指定学科 (P. 45～P. 46 表参照) 卒業後5年以上、大学 (高等専門学校・旧専門学校を含む。) 指定学科卒業後3年以上の実務経験を有する者 ロ 10年以上の実務経験を有する者 (学歴・資格を問わない。) ハ イ、ロと同等又はそれ以上の知識・技術・技能を有すると認められた者 ① 指定学科に関し、旧実業学校卒業程度検定に合格後5年以上・旧専門学校卒業程度検定に合格後3年以上の実務経験を有する者 指定学科—P. 45～P. 46 表参照 ② P. 42～P. 44 表の資格区分に該当する者 ③ 学校教育法 (P. 16〈参考〉参照) による専修学校指定学科卒業後3年以上の実務経験を有する者で専門士又は高度専門士を称する者 ④ 学校教育法による専修学校指定学科卒業後5年以上の実務経験を有する者 ⑤ その他、国土交通大臣が個別の申請に基づき認めた者	—法第15条第2号— 同 左 イ P. 42 表の資格区分③に該当する者 ロ 法第7条第2号イ・ロ・ハに該当 (左欄参照) し、かつ元請として消費税を含み4,500 万円以上の工事 (平成6年12月28 日前にあっては消費税含み3,000 万円、さらに昭和59 年10 月1 日前にあっては1,500 万円以上) について2年以上の指導監督的な実務経験を有する者 ハ 国土交通大臣が、イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認めた者 <u>指定建設業 (P. 15(2)カ参照) については、上記のイ又はハに該当する者であること。</u>
(3) 誠 実 性	請負契約に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者ではないこと。	—法第7条第3号— 法人・役員等 (非常勤を含む)、個人事業主、建設業法施行令第3条に規定する使用人 (支配人・支店長・営業所長等) が左に該当すること。	—法第15条第1号—

※「役員等」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。《法第5条第3号》

- ・「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいう。
- ・「取締役」とは、株式会社・有限会社の取締役をいう。
- ・「執行役」とは、指名委員会等設置会社の執行役をいう。
- ・「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種の組合等の理事等をいう。執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等 (以下「執行役員等」という。) は含まれないが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等は含む。
- ・「相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者」とは、少なくとも相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100 分の5 以上に相当する出資をしている者 (個人であるものに限る。以下「株主等」という。)、その他、名称役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者をいう。

項 目		一般建設業	特定建設業
(4) 財 産 的 基 礎 等	請負契約を履行するに 足りる財産的基礎又は金 銭的信用を有しないこと が明らかな者ではないこと。	—法第7条第4号— 次のいずれかに該当すること。 (注) P. 16(4) 参照 ① 自己資本が500万円以上であること。 ② 500 万円以上の資金調達能力があること。 ③ 直前5年間許可を受けて継続して営業した実績があること。	—法第15 条第3号— 次のすべての要件に該当すること。 (注) P. 16(4)～P. 17参照 ① 欠損の額が資本金の20%を超えないこと。 ② 流動比率が75%以上であること。 ③ 資本金が2,000 万円以上であること。 ④ 自己資本が4,000 万円以上であること。
(5) 欠 格 要 件 等	欠格要件等	—法第8条— 欠格要件（主な欠格要件は次のとおり）に該当するものは許可を受けられません。 1 許可申請書又は添付書類中に重要な事項について、虚偽の記載がある、又は重要な事実の記載が欠けているとき 2 法人にあってはその法人、その法人の役員等、個人にあってはその本人、その他建設業法施行令第3条に規定する使用人（支配人・支店長・営業所長等）が、次のような要件に該当しているとき ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの ② 不正の手段で許可を受けたこと等（法第29条第1項第5号又は第6号該当）により、その許可を取り消されて5年を経過しない者 ③ 許可の取消処分（法第29条第1項第5号又は第6号該当）を免れるために、取消処分に先立って行われる聴聞の通知があった日以降に廃業の届出をした者で、届出から5年を経過しないもの ④ 建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、あるいは危害を及ぼすおそれが大であるとき、又は請負契約に関し不誠実な行為をしたこと等により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 ⑤ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ⑥ 建設業法、建築基準法、労働基準法等の建設工事に関する法令のうち政令で定めるもの、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法等の一定の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ⑦ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） ⑧ 暴力団員等がその事業活動を支配する者 ⑨ 精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	

(1) 「経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令に定める基準に適合する者であること」の要件

ア 適切な経営体制を有すること

- (ア) 「常勤役員等」及び「常勤役員等を直接に補佐する者」は、主たる営業所に常勤でなければなりません。
- (イ) 常勤とは、原則として建設業の本社・本店等において休日その他の勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事していることをいいます。そのため、他の建設業者の技術者や、建築士事務所を管理する管理建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令によって専任を要するとされる者は、専任を要する営業体及び場所が同一（つまり、同一法人かつ同一営業所）である場合を除き、「常勤」とは認められません。
- (ウ) 「財務管理の業務経験」、「労務管理の業務経験」及び「業務運営の業務経験」は、常勤役員等を直接に補佐する者になろうとする建設業者（例：許可申請を行う建設業を営む者）における経験に限られます。また、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数業務を担当する地位での経験については、それぞれの業務経験としてその期間を重複して計上することが認められます。さらに、複数の業務経験を有する同一の者が、それらの業務経験に係る常勤役員等を直接に補佐する者らを兼ねることができます。なお、「常勤役員等」と「常勤役員等を直接に補佐する者」との兼務は認められません。

イ 適切な社会保険に加入していること

- (ア) 「営業所」は、建設業法第3条に規定する営業所（本店又は支店若しくは常時請負契約を締結する事務所）をいいます。
- (イ) 健康保険法第34条又は厚生年金保険法第8条の2などの規定に基づき、二以上の適用事業所が一の適用事業所とされたことにより適用事業所でなくなった営業所は、「適用事業所」には該当しません。
- (ウ) 雇用保険については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第9条の継続事業の一括の手続きにより、一の事業とみなされた事業に係る事業所以外の事業者である営業所は、「適用事業の事業所」には該当しません。

(2) 「営業所技術者等」の要件

「営業所技術者等」とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事する者をいいます。

ア 2以上の業種の許可を申請する場合、許可の基準の表（P12の(2)）の各基準を満たしている者は、同一営業所内において、それぞれの業種の「営業所技術者等」を兼ねることができます。

イ 「常勤役員等」あるいは「常勤役員等を直接に補佐する者」が「営業所技術者等」の要件を兼ね備えている場合には、主たる営業所内に限り、両者を1人で兼ねることができます。

ウ 「営業所技術者等」は、他の建設業者の技術者や、建築士事務所を管理する管理建

築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他法令によって専任を要するとされる者は、専任を要する営業体及び場所が同一（つまり、同一法人かつ同一営業所）である場合を除き、「常勤」とは認められません。

エ 「実務経験」とは、許可を受けようとする建設工事（業種）に関する技術上のすべての職務経験をいいます。具体的には、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験をいいます。なお、「実務経験」は請負人の立場における経験のみならず、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験も含まれます。ただし、工事現場の単なる雑務や事務の仕事に関する経験は含まれないほか、特定建設業の許可に係る営業所技術者等の「実務経験」については、一般建設業の許可に係る「実務経験」とは異なり、発注者から直接請け負った建設工事に係るものに限られています。

また、実務経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とします。

なお、経験期間が重複しているものにあつては原則として二重に計算できませんが、平成28年5月31日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務経験の期間については、平成28年6月1日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務経験の期間として二重に計算できます。

さらに、実務経験には、各種法令により請け負うことが禁止されている工事（例：建設業許可を要する工事であるにもかかわらず無許可で請け負ったもの、建設リサイクル法に基づく解体工事業登録を要する工事であるにもかかわらず無登録で請け負ったもの等）における経験を算入することはできません。そのため、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務経験に限り経験期間に算入することができます。

実務経験要件の緩和（異なる業種間での実務経験の振替え）は事前にご相談ください。

オ 特定建設業許可で必要となる「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、元請として工事現場主任又は工事現場監督のような資格で工事の技術面を総合的に指導した経験をいいます。なお、「指導監督的な実務経験」は、特定建設業の許可に係る営業所技術者等の「実務経験」との重複が認められています。

カ 次の7業種については、施工技術の総合性等を考慮して「指定建設業」と定められているため、特定建設業の許可を受けようとする者の営業所技術者等は、一級の国家資格者、技術士の資格者又は国土交通大臣が認定した者でなければなりません。

土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業

〈参考〉学校教育法第1条の分類による営業所技術者等の要件

高等学校	全日制、定時制、通信制、専攻科、別科	指定学科卒業 ＋ 実務経験5年
中等教育学校	平成10年学校教育法の改正により創設された中高一貫教育の学校	
大 短 期 大 学	学部、専攻科、別科	指定学科卒業 ＋ 実務経験3年
高等専門学校	学科、専攻科	
専修学校	専門課程、学科	指定学科卒業 ＋ 実務経験5年（専門士、高度専門士であれば3年）

※ 指定学科についてはP.45～46 参照

(注) 実務経験で2業種以上申請する場合は、1業種ごとに10年以上の経験が必要です。期間を重複することはできません（2業種を申請する場合は20年以上必要です）。解体工事業については経過措置の特例がありますので、富山県のホームページ（土木部 建設技術企画課 建設業許可等（申請手引き、様式ダウンロード） 関連ファイル「H28.6 とび・土工工事業の方、解体工事業の許可を申請される方へ」）を参照ください。

(3) 「誠実性」

- ア 「不正な行為」― 請負契約の締結又は履行の際の詐欺、脅迫等、法律に違反する行為
- イ 「不誠実な行為」― 工事内容、工期等、請負契約に違反する行為

(4) 「財産的基礎等」

◎ 一般建設業の財産的基礎

- ア 「自己資本」とは、法人では貸借対照表「純資産の部」の「純資産合計」の額をいい、個人では期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。
- イ 「資金調達能力」については、担保とすべき不動産を有していること等により、金融機関等から資金の融資が受けられる能力があるか否かが判断されます。

※ 取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書（証明書の「〇月〇日現在」後1か月以内のもの）により判断

◎ 特定建設業の財産的基礎

- ア 申請時直近の確定した貸借対照表（定時株主総会の承認を得たもの）において、次ページの計算式の①～④すべての事項に該当していることが必要です。
- イ 個人の場合は、次ページの計算式の④に示された金額以上の預金残高証明書（証明書の「〇月〇日現在」後1か月以内）を提出してください（決算期が未到来の場合のみ必要）。
- ウ 欠損比率については、繰越利益剰余金の額が負ではない場合や資本剰余金（資本剰余金合計）、利益準備金及びその他利益剰余金（繰越利益剰余金を除く。）の合計が繰越利益剰余金の負の額を上回る場合には、下表の計算式の①を使う必要性はありません。

(特定建設業の計算式)

事 項	法 人	個 人
①欠損比率	繰越利益剰余金－（資本剰余金+利益 準備金+その他利益剰余金（繰越利益 剰余金を除く。）） ÷ 資 本 金 ×100 ≤ 20%	事業主損失－（事業主借勘定－事業主 貸勘定+利益留保性の引当金+準備金） ÷ 期首資本金 ×100 ≤ 20%
②流動比率	流動資産合計÷流動負債合計×100 ≥ 75%	流動資産合計÷流動負債合計×100 ≥ 75%
③資本金額	資本金 ≥ 2,000 万円	期首資本金 ≥ 2,000 万円
④自己資本	純資産合計 ≥ 4,000 万円	（期首資本金+事業主借勘定+事業主 利益）－事業主貸勘定+利益留保性の 引当金+準備金 ≥ 4,000 万円

5－2 事業承継及び相続に係る認可について ―法第17条の2・法第17条の3―

事業の全部譲渡、合併又は分割（以下「**事業承継**」という。）により建設業許可業者としての地位を承継することを希望する場合には、当該事業承継の効力が発生する日より前に、許可行政庁の事前認可を受ける必要があります。

また、相続により被相続人の営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとする場合には、被相続人の死亡後30日以内に、許可行政庁に申請し、認可を受けなければなりません。

いずれの場合も認可が認められたときには、承継人又は相続人は、被承継人又は被相続人の有する建設業許可業者としての地位を承継することになるため、新たな許可申請は不要となります。

なお、認可申請は紙申請のみとなります。

(1) 「建設業許可業者としての地位を承継する」とは

建設業法第3条の規定による建設業許可を受けたことによって発生する権利と義務を承継することをいいます。

具体的には、以下のものを引き継ぐことになります。

▶ 被承継人又は被相続人が有する建設業許可

※承継人又は相続人が使用することになる許可番号は、被承継人又は被相続人の番号です。ただし、承継人又は相続人が認可申請時に既に建設業許可を受けている場合には自己の許可番号を選択して引き続き使用することも可能です。
※許可の開始日は、事業承継の場合には【当該事業承継の効力発生日】、相続の場合には【認可処分を受けた日】です。

※許可の有効期間は、上述の「許可の開始日」の翌日から起算して5年間です。

▶ 被承継人又は被相続人の受けた経営事項審査結果

▶ 被承継人又は被相続人の受けた監督処分

等

(2) 認可申請先となる許可行政庁の区分

① 富山県知事が申請先

- ▷ 被承継人又は被相続人が富山県知事から許可を受けている場合であって、承継人又は相続人が富山県知事以外の許可を有していないとき

② 富山県知事以外の、国土交通大臣又は他の都道府県知事が申請先

- ▷ 上述の①に該当しない場合

(3) 認可申請の対象にならないケース

■許可を受けている業種の一部を事業承継又は相続する場合

■同一の業種について、被承継人又は被相続人が有する許可区分（一般あるいは特定）が、承継人又は相続人が有する許可区分と異なる場合

■事業承継に係る認可申請の場合に、認可処分前に、既に事業承継の効力が発生してしまうとき

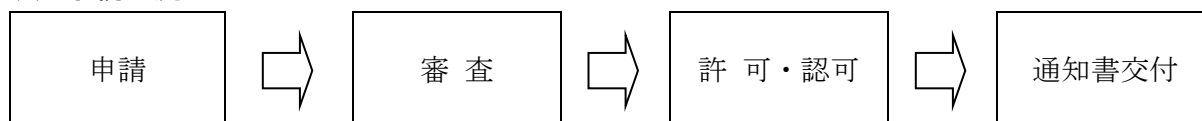
地位の承継を望まない場合や、事業承継の効力発生日が既に到来している場合、被相続人の死亡後30日が経過してしまった場合などには、従来どおり、廃業届を提出したうえで、新規許可申請をすることになります。

また、この場合に、法人成り新規許可申請手続き／代替わり新規許可申請手続きの形式を採ることにより、その後の経営事項審査において完成工事高等を引き継ぐことができるという従来からの運用に変更はありません。

■相続に係る認可申請の場合に、申請時点で、被相続人の死亡後30日が経過しているとき

6 許可申請・認可申請の手続

(1) 手続の流れ



■許可申請書類等の入手（紙申請）

富山県土木部建設技術企画課のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.toyama.jp/1510/sangyou/shoukoukensetsu/kensetsugyou/kj00001813/kj00001813-001-01.html#kannrennfile>

〔参 考〕 一組織変更等に係る許可申請区分一

① 新規申請が必要な場合

ア 個人事業主（親）から子が事業を継承した

（※事業承継及び相続に係る認可申請をする場合を除く。）

イ 個人⇔法人にした

（※事業承継に係る認可申請をする場合を除く。）

ウ 特例有限会社・株式会社⇒事業協同組合・企業組合・協業組合に変更した

（※事業承継に係る認可申請をする場合を除く。）

エ 事業協同組合・企業組合・協業組合⇔持分会社（合同会社・合資会社・合名会社）に変更した（※事業承継に係る認可申請をする場合を除く。）

② 変更届出書（P. 37 参照）により処理できる場合

ア 特例有限会社⇒株式会社に商号変更した

イ 持分会社（合同会社・合資会社・合名会社）⇔株式会社に変更した

ウ 持分会社の種類を変更した（例=合名会社⇒合資会社）

エ 事業協同組合・企業組合・協業組合⇒株式会社に変更した

※組織再編（合併、会社分割、株式交換、株式移転）及び事業譲渡の場合は、事前に相談してください。

(2) 提出場所

電子申請（下記リンク先）または各土木センター 企画管理課 業務班

<https://prod.jcip.mlit.go.jp/T0/T000001>

※郵送等による書類の受付は行っていません。紙申請の場合は必ず持参願います。

(3) 処理期間

通常、申請書受付後30日を要します。※補正に要した期間は含みません。

(4) 受付期間

更新申請の場合 ⇒ 【5年間の有効期間が満了する日の2か月前から30日前まで】

事業承継に係る認可申請の場合 ⇒ 【事業承継の効力発生日の30日前まで】

相続に係る認可申請の場合 ⇒ 【被相続人の死亡後30日以内】

(5) 提出部数（紙申請）

正本1 部、副本2 部

(6) 営業所調査

新規申請（許可換え新規申請を含む。）の場合、土木センター職員が営業所調査（現地調査）を行い、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」又はこれらに準ずる資料（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（社会保険の適用がない場合）、給与台帳・賃金台帳・源泉徴収簿等個人別の給与支払い内容が確認できる書類（社会保険及び雇用保険の適用がない場合）、協定書・雇用保険等（出向職員の場合）。以下「その他常勤確認資料」という。）の提示により常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の勤務状況等を確認します。

(7) 許可・認可通知書の交付

管轄の土木センターで手交します。

(8) 申請書又は届出書における押印の不要について

建設業法施行規則が改正され、令和3年1月1日から申請書又は届出書の様式から「印」の記載が削除されました。そのため、押印は不要となります。

引き続き、押印のある申請書又は届出書を提出いただいても構いません。

なお、押印のない申請書又は届出書については、当面の間、以下のとおり取り扱うこととするので、ご了承ください。

■ 申請者、届出者への確認（※許可申請、認可申請の場合にのみ実施）

各土木センターにおいて許可通知書・認可通知書を手交する際に頂戴する受領書に、受領者の①所属部署名、②役職、③氏名、④連絡先を明記していただきます。

また、この際に、受領者の身分確認（例：マイナンバーカード、免許証、社員証などの提示）を実施します。ただし、受領書に押印（法人は法務局に登録している代表者印、個人事業主は実印）される場合には、当該身分確認を省略します。

■ 証明者への確認（※許可申請、認可申請、変更届出のいずれの場合にも実施）

証明者が第三者（申請者又は届出者以外の者をいう。）となっている書類（ただし、「常勤役員等の略歴者」、「常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書」、「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」及び「建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書」は除く。）については、当該証明書の余白部分に、証明者側の担当者の①所属部署名、②肩書、③氏名、④連絡先（※メールアドレス）を明記してください。

後日、証明者に対して「当該証明は、適切な社内手続きを経た会社としての意思決定に基づくものであること」等を確認します。

※「印」の記載があった様式一覧

様式番号	書類名
第一号	建設業許可申請書
第六号、第二十二号の六、第二十二号の十一	誓約書
第七号の三	健康保険等の加入状況
第七号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書
別紙、別紙一	常勤役員等の略歴書
第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書
第八号	営業所技術者等証明書
第九号	実務経験証明書
第十号	指導監督の実務経験証明書
第十二号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書
第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日に関する調書
第二十二号の五	譲渡及び譲受け認可申請書
第二十二号の七	合併認可申請書
第二十二号の八	分割認可申請書
第二十二号の十	相続認可申請書

(9) 行政書士による代理申請について（電子申請の場合は別途 J C I P 操作マニュアル参照）

行政書士が、建設業許可に係る申請書又は届出書を作成した上で、申請又は届出も代理（以下「代理申請」という。）する場合の注意点は、以下のとおりです。

なお、行政書士は建設業許可に係る申請書又は届出書を作成するだけで、申請又届出は申請人又は届出人が自ら行う場合は、代理申請に該当しません。

ア 委任状

- (ア) 代理申請ごとに委任状を作成し、その本通を提出してください。ただし、初めての代理申請に係る委任状に記載された委任の範囲に、その後の申請（新規申請を除く。）又は届出が含まれるときは、その委任状の写しを提出してかまいません。
- (イ) 委任状（本通）の日付は、当該申請又は届出の日から3ヶ月以内のものに限ります。
- (ウ) 委任の範囲は具体的に記載してください。
- (エ) 委任状には行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。
- (オ) 初めての代理申請には必ず申請人又は届出人の印鑑証明書を添付してください。その他の場合、特段の疑義がある場合を除き、印鑑証明書は不要です。

イ 申請書の記載

(ア) 下表の書類の申請者又は届出者の欄については、押印する場合には、行政書士の記名押印を可とします。その際、上段に申請人名又は届出人名（法人である場合には法人名及び代表者名）を必ず記載してください（押印は不要）。

(イ) 申請書の連絡先の欄には、当該代理申請を行った行政書士の連絡先を必ず記載してください。

様式番号	様 式 名	摘 要
第一号	建設業許可申請書	
第八号	営業所技術者等証明書（新規・変更）	営業所技術者等の交代による削除の場合のみ
第二十二号の二	変更届出書	
第七号の三	健康保険等の加入状況	
第二十二号の三、第二十二号の九、第二十二号の十二	届出書	
第二十二号の四	廃業届	
第二十二号の五	譲渡及び譲受け認可申請書	
第二十二号の七	合併認可申請書	
第二十二号の八	分割認可申請書	
第二十二号の十	相続認可申請書	

(10) 許可申請の種類

手数料は、申請区分ごとに異なります。申請区分の考え方は、次頁の通りです。

紙申請の場合は、申請区分に対応する「手数料等納付証明書貼付用紙」を手数料収納窓口を持参し、発行されたレシートを上記貼付用紙に添付の上、必要部数をコピーして申請してください。（納付方法の詳細や窓口の設置場所については、出納課からのお知らせをご確認ください）

電子申請の場合はpay-easyによるインターネットバンキングとなります。

なお、事業承継及び相続に係る認可申請の場合には、手数料は不要です。

申 請 区 分	手 数 料 等
新規、許可換え新規、般・特新規	手数料 9 万円
業種追加又は更新	手数料 5 万円
その他上記の組み合わせにより、加算されます。 例：更新と追加を同時に申請 5 万円＋5 万円で10万円 ・一般建設業と特定建設業を同時に新規申請 9 万円＋9 万円で18万円 ・一般建設業と特定建設業を同時に更新申請 5 万円＋5 万円で10万円	

「手数料等納付証明書貼付用紙」は申請区分ごとにご用意ください。（更新と業種追加を同時に申請する場合、更新用と追加用で手数料等納付証明書貼付用紙が2枚必要となります）

※申請区分の考え方

	申 請 区 分	説 明
1	新 規	現在「有効な許可」をどこの許可行政庁からも受けていない場合
2	許可換え新規	・他の都道府県知事許可から富山県知事へ ・大臣許可から富山県知事許可へ (許可通知書の写しが必要となります。)
3	般・特新規	・「一般建設業」を受けている者が「特定建設業」を申請する場合 ・「特定建設業」を受けている者が「一般建設業」を申請する場合
4	業種追加	・「一般建設業」を受けている者が「他の一般建設業」を申請する場合 ・「特定建設業」を受けている者が「他の特定建設業」を申請する場合
5	更 新	「許可を受けている建設業」を引き続き行う場合
6	般・特新規＋業種追加	3 と 4 を同時に申請する場合
7	般・特新規＋更新	3 と 5 を同時に申請する場合
8	業種追加＋更新	4 と 5 を同時に申請する場合
9	般・特新規＋業種追加＋更新	3 と 4 と 5 を同時に申請する場合

※既に一般建設業許可と特定建設業許可の両方を受けている者が、新たに「一般建設業」と「特定建設業」のいずれか又は両方を申請する場合、申請区分は「業種追加」となります。

7 許可申請書の作成（提出書類一覧と記入上の注意）

- ※ 申請書類の入手については、P.20 を参照
- ※ 申請には下記申請書類のほか、別途、確認資料が必要になることがあります。
- ※ 電子申請の場合は別途 J C I P 操作マニュアルをご参照ください

（１）閲覧する書類

下記（２）の非閲覧書類とは別冊で提出してください。

◎必ず提出、○必要に応じて提出、△変更がない場合は、前回申請時のコピーで可

綴 順	様式番号	提出書類名	新 規	追 加	更 新	摘 要
		許可申請書表紙	◎	◎	◎	《記入例 P.50》
1	第一号	建設業許可申請書	◎	◎	◎	《記入例 P.51》
2	別紙一	役員等の一覧表	◎	◎	◎	記載対象者 持株会社の業務を執行する社員、株式会社・有限会社の取締役、指名委員会等設置会社の執行役、法人格のある各種の組合等の理事等、相談役、顧問、総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主、出資の総額の 100 分の 5 以上を出資している者、この他、役職を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者 《記入例 P.52》
3	別紙二(1)	営業所一覧表（新規許可等）	◎	◎	—	従たる営業所がない場合も作成 《記入例 P.53》
	別紙二(2)	営業所一覧表（更新）	—	—	◎	〃 《記入例 P.96》
4		手数料等納付証明書貼付用紙	◎	◎	◎	《記入例 P.54》
5	別紙四	営業所技術者等一覧表	◎	◎	◎	《記入例 P.55》
6	第二号	工事経歴書（直前 1 期）	◎	◎	—	新規の場合は申請する全業種、追加の場合は追加業種のみについて作成。実績にない業種は 1 枚にまとめてもよい。（注 1） 《記入例 P.56～P.57》
	第三号	直前 3 年の各事業年度における工事施工金額	◎	◎	—	実績なしでも作成 《記入例 P.58》
7	第四号	使用人数	◎	◎	—	《記入例 P.59》
8	第六号	誓約書	◎	◎	◎	《記入例 P.60》
9	第十一号	建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	支配人を置く場合、従たる営業所がある場合に作成 《記入例 P.75》
10		定款（協同組合等は構成員名簿も提出）	◎	○	△	法人のみ必要（注 2）

次ページに続く

◎必ず提出、○必要に応じて提出、△変更がない場合は、前回申請時のコピーで可

綴順	様式番号	提出書類名	新規	追加	更新	摘 要
11	第十五号	法人	◎	—	—	直前1期分 決算期末到来の新規設立 会社が一般建設業許可を 申請する場合、開始貸借対 照表を作成（事業年度終了直後 に申請が必要な場合は、申請先の 土木センターにご相談ください） 《記入例 P.83～P.92》
	第十六号					
	第十七号					
	第十七号の二					
	第十七号の三					
	第十八号	個人	◎	—	—	直前1期分 《記入例 P.93～P.95》
	第十九号					
12	第二十号	営業の沿革	◎	—	◎	《記入例 P.79》
13	第二十号の二	所属建設業者団体	◎	—	△	該当なしの場合も作成 《記入例 P.80》
14	第七号の三	健康保険等の加入状況	◎	◎	◎	（注4）《記入例 P.71》
15	第二十号の三	主要取引金融機関名	◎	—	△	《記入例 P.81》

（2）閲覧しない書類

上記（1）の閲覧書類とは別冊で提出してください。

綴順	様式番号	提出書類名	新規	追加	更新	摘 要
		許可申請書表紙（非閲覧用）	◎	◎	◎	「非閲覧用」と朱書き 《記入例 P.50》
1		営業所付近の案内図	◎	◎	◎	
2	第七号	A 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	◎ （A、	◎ （A、	◎ （A、	（注12） 《記入例 P.62》
	別紙					《記入例 P.63》
	第七号の二	B 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	B のい ずれ か	B のい ずれ か	B のい ずれ か	（注12） 《記入例 P.64～P.68》
	別紙一					《記入例 P.69》
	別紙二					《記入例 P.70》
3	第八号	営業所技術者等証明書（新規・変更）	◎	◎	—	《記入例 P.72》
		卒業（修業）証明書	○	○	—	監理技術資格者証（写） でも代替可（注5） 《記入例 P.73》（注6） 特定建設業のみ作成 《記入例 P.74》
		資格認定証明書写し				
	第九号	実務経験証明書				
	第十号	指導監督的実務経験証明書				
4	第十二号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	◎	◎	◎	提出対象者 事業主、別紙一「役員等の一覧表」に記載した者（常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者は不要）《記入例 P.76》
5	第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	提出対象者 第十一号「令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載した者（第十二号に記載した者は不要）《記入例 P.77》

◎必ず提出、○必要に応じて提出、△変更がない場合は、前回申請時のコピーで可

綴順	様式番号	提出書類名	新規	追加	更新	摘 要
6	第十四号	株主（出資者）調書	◎	—	△	法人のみ必要。 《記入例 P.78》（注7）
7		登記事項証明書	◎	—	◎	法人、支配人を置く場合に作成。発行後3か月以内のもの（注8）
8		納税証明書 ・法人…法人事業税 ・個人…個人事業税	◎	—	—	新設法人等で初めての決算期が未到来である場合は不要。発行後3か月以内のもの（注9）
9		預金残高証明書	○	—	—	証明書の「○月○日現在」後1か月以内のもの
10		行政書士への委任状	○	○	○	代理申請の場合に作成。 （注10）（代表者印、実印）
		許可申請者の印鑑証明書				行政書士への委任状に押印したもの 発行後3か月以内のもの

（3）確認用の書類

上記（1）及び（2）の書類とは別に綴じずに提出（提示）してください。

	提出書類名	新規	追加	更新	摘 要
綴じずに提出	事業主及び役員等名簿	◎	◎	◎	記載対象者 事業主、別紙一「役員等の一覧表」に記載した者、第十一号「令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載した者 《記入例 P.82》
	登記されていないことの証明書（成年被後見人・被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書） ※契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書に代えることが可能です。（事前に係員に相談してください。）	◎	◎	◎	提出対象者 役員・事業主、令第3条に規定する使用人（相談役、顧問、株主等は不要） 《見本 P.61》 発行後3か月以内のもの
	身分証明書（破産者で復権を得ないもの等に該当しないことを証明する市町村長の証明書） ※上記の「医師の診断書」を提出する場合、証明事項のうち「禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていないこと」及び「後見の登記の通知を受けていないこと」は不要です。				

提示	営業所の写真 営業所の建物外観、入口付近及び内部（建設業許可の標識掲示状況）、標識	—	—	提示	
	常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等、令第3条に規定する使用人の常勤確認書類の原本または写し	提示	提示	提示	（注11）
	健康保険等の加入状況の確認書類の原本または写し	提示	提示	提示	（注4）

※ 般・特新規申請の場合は追加申請と同一の書類が必要（ただし、既許可のすべての業種について申請する場合は、新規申請と同一の書類が必要）

- (注1) 経営事項審査を受ける予定がなく、かつ、その他の建設工事の合計額が 500 万円未満の場合、その他の建設工事に係る工事経歴書(直前1期)の提出は省略可。
「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容に個人の氏名が特定されることのないよう留意してください。例えば個人名を黒塗りする、注文者「A」・工事名「A邸住宅解体工事」と記号で記載する等。
- (注2) 定款の目的に許可を受ける業種がない場合は目的を変更する旨の念書を提出してください。
- (注3) 附属明細表(様式第十七号の三)は、資本金が1億円を超える、又は貸借対照表の負債合計が 200 億円以上の株式会社のみ添付してください。
- (注4) 確認書類として、次の書類の原本または写しを提示してください。
- ・「健康保険」及び「厚生年金保険」の加入状況の確認については、申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「納入告知書 納付書・領収証書」若しくは「社会保険料納入証明書」又はこれらに準ずる資料(「健康保険・厚生年金被保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」)
 - ・「雇用保険」の加入状況の確認については、申請時の直前の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」又はこれらに準ずる資料(「雇用保険被保険者資格取得等通知書」)
労働保険事務組合に加入している場合は、「労働保険料等納入通知書」及びこれに係る直近の「労働保険料等領収証」で確認します。
- (注5) 令和5年1月より、資格者証の原本提示は不要になりました。
監理技術者資格者証の写しを提出した場合は、卒業(修業)証明書、資格認定証明書写し、実務経験証明書、指導監督的実務経験証明書の提出は不要です。
なお、資格によっては、実務経験証明書が必要な場合があります。
建設業法 27 条第 1 項に規定する技術検定に合格したことを証明する書類は、合格証明書を原則としますが、技術検定の合格後合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書に代えることができます。
また、消防設備士については 10 年ごとに写真の書換えが義務づけられているので、現在有効な免状の写しを添付してください。
卒業(修業)証明書は、発行後3か月以内のものに限ります。
- (注6) 実務経験証明書及び指導監督的実務経験証明書は、更新にあつては、前回申請時の写しがない場合、提出不要です。
- (注7) 該当がなければ不要です。
- (注8) 履歴事項全部証明書(必要に応じて閉鎖事項証明書)を提出してください。
- (注9) 新規申請で前事業年度終了後に営業所を移転した場合(許可換)は、転入先の県税事務所へ提出した異動届出書(事業開始等申告書その2)の写を添付してください。
- (注10) 代理申請ごとに委任状を作成し、その本通を提出してください。ただし、初めての代理申請に係る委任状に記載された委任の範囲に、その後の申請(新規申請を除く。)又は届出が含まれるときは、その委任状の写しを提出してください。
- (注11) 確認書類として、次の書類の原本または写しを提示してください。
- ・法人・・・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額通知書又は所属企業の雇用証明書
 - ・個人事業主・・・確定申告書 第一表、第二表及び決算書
 - ・後期高齢者・・・住民税特別徴収税額通知書、所属企業の雇用証明書又は確定申告書 第一表、第二表及び決算書
- ※常勤が確認できない場合は、その他の書類も提出していただくことがあります。

(注 12) 経験を確認する書類として、次の書類を提出してください。

※業種追加申請の場合は不要です。

※以下の表は、典型事例を想定したものであるため、記載されていない書類の提出を追加で求めることがあり得ます。予めご了承ください。

適用法令	経験の種類	提出書類	
		法人での経験	個人事業での経験
・法施行規則第7条第1号イ(1) ・法施行規則第7条第1号ロ(1)(2)	「経営業務の管理責任者としての経験」 「役員等としての経験」	・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書など／発行後3か月以内のもの)	・確定申告書(ただし、更新申請で許可業者としての経験期間を計上する場合は不要。)
法施行規則第7条第1号イ(2)	「経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)として経営業務を管理した経験」	・組織図 ・業務分掌規程その他これに準ずる書類 ・取締役会議事録その他これに準ずる書類 ・人事発令書その他これに準ずる書類	
法施行規則第7条第1号イ(3)	「経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐した経験」	・補佐経験証明書(富山県独自様式) ・組織図 ・業務分掌規程その他これに準ずる書類 ・人事発令書その他これに準ずる書類	・補佐経験証明書(富山県独自様式) ・組織図 ・人事発令書その他これに準ずる書類
法施行規則第7条第1号ロ(1)	「役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当する者に限る。)としての経験」	・組織図 ・業務分掌規程その他これに準ずる書類 ・人事発令書その他これに準ずる書類	・組織図 ・人事発令書その他これに準ずる書類
法施行規則第7条第1号ロ柱書	「財務管理の業務経験」 「労務管理の業務経験」 「業務運営の業務経験」		

7-2 認可申請書の作成（提出書類一覧と記入上の注意）

※ 申請書類の入手については、P.20 を参照

※ 申請には下記申請書類のほか、別途、確認資料が必要になることがあります。

（１）閲覧する書類

下記（２）の非閲覧書類とは別冊で提出してください。

◎必ず提出、○必要に応じて提出（★／☆については「注１」を参照）

綴 順	様式番号	提出書類名	譲 渡	合 併	分 割	相 続	摘 要
		認可申請書表紙	◎	◎	◎	◎	《記入例 P.99》
1	第二十二号の五	譲渡及び譲受け認可申請書	◎	—	—	—	《記入例 P.100～P.101》
	第二十二号の七	合併認可申請書	—	◎	—	—	《記入例 P.103～P.104》
	第二十二号の八	分割認可申請書	—	—	◎	—	《記入例 P.105～P.106》
	第二十二号の十	相続認可申請書	—	—	—	◎	《記入例 P.107～P.108》
2	別紙一	役員等の一覧表	◎	◎	◎	—	記載対象者 持株会社の業務を執行する社員、株式会社・有限会社の取締役、指名委員会等設置会社の執行役、法人格のある各種の組合等の理事等、相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、出資の総額の100分の5以上を出資している者、この他、役職を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者 《記入例 P.52》
3	別紙二 （※相続は、別紙一）	営業所一覧表	◎	◎	◎	◎	従たる営業所がない場合も作成 《記入例 P.102》
4	別紙三 （※相続は、別紙二）	営業所技術者等一覧表	◎	◎	◎	◎	《記入例（参考／別紙四）P.55》
5	第二号	工事経歴書（直前1期）	◎ ★	◎ ★	◎ ★	◎ ★	承継人が合併・新設分割により新規設立される法人の場合には不要。 業種別に作成（注2） 実績なしでも作成 《記入例 P.51～P.57》
	第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎ ★	◎ ★	◎ ★	◎ ★	承継人が合併・新設分割により新規設立される法人の場合には不要。 実績なしでも作成 《記入例 P.58》
6	第四号	使用人数	◎	◎	◎	◎	《記入例 P.59》
7	第六号	誓約書	◎ ☆	◎ ☆	◎ ☆	◎ ☆	《記入例 P.60》
8	第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	支配人を置く場合、従たる営業所がある場合に作成 《記入例 P.75》
9		定 款 （協同組合等は構成員名簿も提出）	◎ ☆	◎ ☆	◎ ☆	—	法人のみ必要（注3）

次ページに続く

◎必ず提出、○必要に応じて提出（★／☆については「注1」を参照）

綴 順	様式番号	提出書類名		譲 渡	合 併	分 割	相 続	摘 要
10	第十五号	法人	貸借対照表（法人用）	◎ ★	◎ ★	◎ ★	—	直前1期分 決算期末到来の新規設 立会社が一般建設業許 可を申請する場合、開始 貸借対照表を作成（事業年 度終了直後に申請が必要な場 合は、申請先の土木センターに ご相談ください） 承継人が合併・新設分割 により新規設立される 法人の場合には不要。 《記入例 P.83～P.92》
	第十六号		損益計算書（法人用） 完成工事原価報告書					
	第十七号		株式資本等変動計算書					
	第十七号の二		注記表					
	第十七号の三		附属明細表（注4）					
	第十八号	個人	貸借対照表（個人用）	◎ ★	—	—	◎ ★	直前1期分 《記入例 P.93～P.95》
	第十九号		損益計算書（個人用）	◎ ★	—	—	◎ ★	
11	第二十号	営業の沿革		◎	◎	◎	◎	承継人が合併・新設分割 により新規設立される 法人の場合には不要。 《記入例 P.79》
12	第二十号の二	所属建設業者団体		◎ ☆	◎ ☆	◎ ☆	◎ ☆	該当なしの場合も作成 承継人が合併・新設分割 により新規設立される 法人の場合には不要。 《記入例 P.80》
13	第七号の三	健康保険等の加入状況		—	—	—	○	届出済みの場合に提出
14	第二十号の三	主要取引金融機関名		◎ ☆	◎ ☆	◎ ☆	◎ ☆	《記入例 P.81》

（2）閲覧しない書類

上記（1）の閲覧書類とは別冊で提出してください。

綴 順	様式番号		提出書類名	譲 渡	合 併	分 割	相 続	摘 要	
			認可申請書表紙（非閲覧用）	◎	◎	◎	◎	申請書表紙に「非閲覧用」と朱書き 《記入例 P.99》	
1			営業所付近の案内図	◎	◎	◎	◎		
2			合併・分割の方法及び条件が記載された書類	—	◎	◎	—		
3	第七号	A	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	◎ （A、 Bの い ず れ か） ☆	◎ （A、 Bの い ず れ か） ☆	◎ （A、 Bの い ず れ か） ☆	◎ （A、 Bの い ず れ か） ☆	（注 11） 《記入例 P.62》	
	別紙		常勤役員等の略歴書					《記入例 P.63》	
	第七号の二	B	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書					（注 11） 《記入例 P.63～P.68》	
	別紙一		常勤役員等の略歴書						《記入例 P.69》
	別紙二		常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書						《記入例 P.70》
4	第二十二号の六	誓約書	◎	◎	◎	—			
5	第二十二号の十一	誓約書	—	—	—	○	未届出の場合に提出		

次ページに続く

◎必ず提出、○必要に応じて提出（★／☆については「注1」を参照）

綴 順	様式番号	提出書類名	譲 渡	合 併	分 割	相 続	摘 要
5	第八号	営業所技術者等証明書（新規・変更）	◎ ☆	◎ ☆	◎ ☆	◎ ☆	《記入例 P.72》
		卒業（修業）証明書	○	○	○	○	監理技術資格者証（写） でも代替可（注5） 《記入例 P.73》
		資格認定証明書写し					
	第九号	実務経験証明書					特定建設業のみ作成 《記入例 P.74》
	第十号	指導監督の実務経験証明書					
6	第十二号	認可申請者の住所、生年月日等に関する調書	◎ ☆	◎ ☆	◎ ☆	◎ ☆	提出対象者 事業主、別紙一「役員等の一覧表」に記載した者（常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者）は不要 《記入例 P.76》
7	第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	提出対象者 第十一号「令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載した者（第十二号に記載した者は不要） 《記入例 P.77》
8	第十四号	株主（出資者）調書	◎ ☆	◎ ☆	◎ ☆	—	法人のみ必要 《記入例 P.78》（注6）
9		登記事項証明書	◎ ☆	◎ ☆	◎ ☆	◎ ☆	法人、支配人を置く場合に作成。発行後3か月以内のもの（注7） 承継人が合併・新設分割により新規設立される法人の場合には不要。
10		納税証明書 ・法人…法人事業税 ・個人…個人事業税	◎ ★	◎ ★	◎ ★	◎ ★	新設法人等で初めての決算期が未到来である場合は不要。承継人が合併・新設分割により新規設立される法人の場合には不要。発行後3か月以内のもの
11		譲渡及び譲受けに関する契約書（写）	◎	—	—	—	（注8）
12		譲渡又は譲受けに関する次のいずれかの書類 ・株主総会又は社員総会の議事録 ・無限責任社員又は総社員の同意書 ・法人としての意思決定を証する書類	◎	—	—	—	譲渡人又は譲受人が法人である場合にそれぞれについて作成。
13		合併契約書（写）及び合併比率説明書	—	◎	—	—	（注8）
14		合併に関する次のいずれかの書類 ・株主総会又は社員総会の議事録 ・無限責任社員又は総社員の同意書 ・法人としての意思決定を証する書類	—	◎	—	—	被承継人及び承継人それぞれについて作成。

次ページに続く

◎必ず提出、○必要に応じて提出（★／☆については「注1」を参照）

綴順	様式番号	提出書類名	譲渡	合併	分割	相続	摘要
15		分割契約書（新設分割の場合においては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書	—	—	◎	—	（注8）
16		分割に関する次のいずれかの書類 ・株主総会又は社員総会の議事録 ・無限責任社員又は総社員の同意書 ・法人としての意思決定を証する書類	—	—	◎	—	被承継人及び承継人それぞれについて作成。
17		申請者と被相続人との続柄を証する戸籍謄本等	—	—	—	◎	死亡日の記載があるもの
18		被相続人の営んでいた建設業の全部を申請者が継続して営業することに対する申請者以外の相続人の同意書	—	—	—	◎	申請者以外の全ての相続人が住所及び氏名を記載し、押印したものを作成。
19		預金残高証明書	○	○	○	○	（注12）
20		行政書士への委任状	○	○	○	○	代理申請の場合に作成（注9）（代表者印、実印）
		認可申請者の印鑑証明書					行政書士への委任状に押印したもの 発行後3か月以内のもの

（3）確認用の書類

上記（1）及び（2）の書類とは別に綴じずに提出（提示）してください。

	提出書類名	譲渡	合併	分割	相続	摘要
綴じずに提出	事業主及び役員等名簿	◎	◎	◎	◎	記載対象者 事業主、別紙一「役員等の一覧表」に記載した者、第十一号「令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載した者 《記入例 P.82》
	登記されていないことの証明書（成年被後見人・被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書） ※契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書に代えることが可能です。（事前に係員に相談してください。）	◎ ☆	◎ ☆	◎ ☆	◎ ☆	提出対象者 役員・事業主、令第3条に規定する使用人（相談役、顧問、株主等は不要） 《見本 P.61》 発行後3か月以内のもの
	身分証明書（破産者で復権を得ないもの等に該当しないことを証明する市町村長の証明書） ※上記の「医師の診断書」を提出する場合、証明事項のうち「禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていないこと」及び「後見の登記の通知を受けていないこと」は不要です。					

提示	営業所の写真 営業所の建物外観、入口付近及び内部（建設業許可の標識掲示状況）、標識	提示	提示	提示	提示	
	常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等、令第3条に規定する使用人の常勤確認書類の原本または写し	提示	提示	提示	提示	（注10）

- (注1) 承継人（譲受人、合併存続法人、分割承継法人、相続人）が富山県知事許可業者である場合には「★」の書類を省略することができます。また、この場合、承継人が許可申請・変更届出の際に、富山県知事に提出した書類から記載内容に変更がないときに限り「☆」の書類を省略することができます。
- (注2) 経営事項審査を受ける予定がなく、かつ、その他の建設工事の合計額が 500 万円未満の場合、その他の建設工事に係る工事経歴書(直前1期)の提出は省略可。
「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容に個人の氏名が特定されることのないよう留意してください。例えば個人名を黒塗りする、注文者「A」・工事名「A邸住宅解体工事」と記号で記載する等。
- (注3) 定款の目的に許可を受ける業種がない場合は目的を変更する旨の念書を提出してください。
- (注4) 附属明細表(様式第十七号の三)は、資本金が1億円を超える、又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ添付してください。
- (注5) 令和5年1月より、資格者証の原本提示は不要になりました。
監理技術者資格者証の写しを提出した場合は、卒業(修業)証明書、資格認定証明書写し、実務経験証明書、指導監督的実務経験証明書の提出は不要です。
なお、資格によっては、実務経験証明書が必要な場合があります。
建設業法27条第1項に規定する技術検定に合格したことを証明する書類は、合格証明書を原則としますが、技術検定の合格後合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書に代えることができます。
また、消防設備士については10年ごとに写真の書換えが義務づけられているので、現在有効な免状の写しを添付してください。
卒業(修業)証明書は、発行後3か月以内のものに限ります。
- (注6) 該当がなければ不要です。
- (注7) 履歴事項全部証明書(必要に応じて閉鎖事項証明書)を提出してください。
- (注8) 契約書(写)及び新設分割計画書については、株主総会の承認株主総会の承認を受けたものを提出してください。ただし、会社法上、株主総会の承認が不要な場合を除きます。
- (注9) 代理申請ごとに委任状を作成し、その本通を提出してください。
- (注10) 確認書類として、次の書類の原本または写しを提示してください。
・法人・・・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額通知書又は所属企業の雇用証明書
・個人事業主・・・確定申告書 第一表、第二表及び決算書
・後期高齢者・・・住民税特別徴収税額通知書、所属企業の雇用証明書又は確定申告書 第一表、第二表及び決算書
※常勤が確認できない場合は、その他の書類も提出していただくことがあります。

- (注11) 経験を確認する書類として、次の書類を提出してください。

※以下の表は、典型事例を想定したものであるため、記載されていない書類の提出を追加で求めることがあります。予めご了承ください。

適用法令	経験の種類	提出書類	
		法人での経験	個人事業での経験
・法施行規則第7条第1号イ(1) ・法施行規則第7条第1号ロ(1)(2)	「経營業務の管理責任者としての経験」 「役員等としての経験」	・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書など／発行後3か月以内のもの)	・確定申告書(ただし、更新申請で許可業者としての経験期間を計上する場合は不要。)
法施行規則第7条第1号イ(2)	「経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)として経營業務を管理した経験」	・組織図 ・業務分掌規程その他これに準ずる書類 ・取締役会議事録その他これに準ずる書類 ・人事発令書その他これに準ずる書類	
法施行規則第7条第1号イ(3)	「経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐した経験」	・補佐経験証明書(富山県独自様式) ・組織図 ・業務分掌規程その他これに準ずる書類 ・人事発令書その他これに準ずる書類	・補佐経験証明書(富山県独自様式) ・組織図 ・人事発令書その他これに準ずる書類
法施行規則第7条第1号ロ(1)	「役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当する者に限る。)としての経験」	・組織図 ・業務分掌規程その他これに準ずる書類 ・人事発令書その他これに準ずる書類	・組織図 ・人事発令書その他これに準ずる書類
法施行規則第7条第1号ロ柱書	「財務管理の業務経験」 「労務管理の業務経験」 「業務運営の業務経験」		

(注12) 証明書の「〇月〇日現在」後1か月以内のものを提出してください。

また、一般建設業の許可を引き継ぐ場合で被承継人又は被相続人が直前5年間許可業者として継続して営業した実績があるときや、承継人が合併・新設分割により新規設立される法人の場合等には不要です。

8 変更等の届出事項と提出書類

- ・ 閲覧用と非閲覧用とは別冊とし、それぞれ「建設業許可に係る変更等届出書表紙（富山県様式。A 3 用紙）」を付けて綴じて提出してください。
- ・ 非閲覧用の表紙には、「非閲覧用」と朱書きしてください。《記入例 P.50》
- ・ 電子申請の場合は別途 J C I P 操作マニュアルをご参照ください

変更等の事項		変更届出書等の様式・添付(提示)書類		期限
		閲覧用	非閲覧用	
建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有するもの	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）に係る基準を満たさなくなったとき	・ 変更届出書（第 22 号の 2） ・ 役員等の一覧表（別紙 1）	・ 届出書（第 22 号の 3）	事実発生から 2 週間以内
	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）を変更したとき 〔役員等の変更が伴う場合は、当該手続も行うこと〕	・ 変更届出書（第 22 号の 2） ・ 役員等の一覧表（別紙 1）	・ 常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（第 7 号） ・ 常勤役員等の略歴書（第 7 号別紙） ・ 経験を確認するもの（履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書、確定申告書等） 【常勤を確認するもの】 ・ P27（注 11）参照	
	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者を変更したとき 〔役員等の変更が伴う場合は、当該手続も行うこと〕	・ 変更届出書（第 22 号の 2） ・ 役員等の一覧表（別紙 1）	・ 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第 7 号の 2） ・ 常勤役員等の略歴書（第 7 号別紙 1） ・ 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（第 7 号別紙 2） ・ 常勤役員等の経験を確認するもの（履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書、確定申告書等） 【常勤を確認するもの】 ・ P27（注 11）参照	
	婚姻等により常勤役員等（経営業務の管理責任者等）となっている者の氏名が変更となったとき	・ 変更届出書（第 22 号の 2） ・ 役員等の一覧表（別紙 1）	・ 常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（第 7 号） ・ 常勤役員等の略歴書（第 7 号別紙） ・ 戸籍抄本又は住民票の抄本（提示）	
	婚姻等により常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者となっている者の氏名が変更となったとき	・ 変更届出書（第 22 号の 2） ・ 役員等の一覧表（別紙 1）	・ 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第 7 号の 2） ・ 常勤役員等の略歴書（第 7 号別紙 1） ・ 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（第 7 号別紙 2） ・ 戸籍抄本又は住民票の抄本（提示）	
	健康保険等の加入状況（第 7 号の 3）に変更が生じたとき （※ただし、変更内容が従業員数の部分のみである場合は除く。）	・ 健康保険等の加入状況（第 7 号の 3）	・ 届出書（第 22 号の 3） ※変更により建設業法第 7 条第 1 号に掲げる基準を満たさなくなった場合のみ	

次のページに続く

変更等の事項		変更届出書等の様式・添付(提示)書類		期限
		閲覧用	非閲覧用	
営業所の専任技術者	営業所技術者等に係る基準を満たさなくなったとき 一部の業種を廃業する場合は、廃業の手続を行うこと	・変更届出書（第22号の2）	・届出書（第22号の3）	事実発生から2週間以内
	営業所技術者等を変更したとき 一部の業種を廃業する場合は、廃業の手続を行うこと	・変更届出書（第22号の2）	・営業所技術者等証明書（第8号） 【技術者としての要件を確認する証明書】 ・監理技術資格者証の写し ・資格証明書写し ・実務経験証明書（第9号） ・卒業証明書 ・指導監督の実務経験証明書（第10号） 【常勤を確認するもの】 ・P27（注11）参照	
	婚姻等により営業所技術者等となっている者の氏名が変更となったとき	・変更届出書（第22号の2）	・営業所技術者等証明書（第8号 区分「3. 営業所技術者等の追加」） ・営業所技術者等証明書（第8号 区分「4. 営業所技術者等の交替に伴う削除」） ・戸籍抄本又は住民票の抄本 提示	
営業所の代表者	新たに営業所の代表者となった者があるとき（令3条に規定する使用人の変更）	・変更届出書（第22号の2） ・誓約書（第6号） ・建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（第11号）	・建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所・生年月日等に関する調書（第13号） 【常勤を確認するもの】 ・P27（注11）参照 <綴じずに提出するもの> ①事業主及び役員等名簿 ②登記されていないことの証明書 ③身分証明書 ※上記②に代わり医師の診断書を提出する場合は要相談	
事業者基本情報	欠格要件（法第8条第1号及び第7号から第14号）のいずれかに該当するに至ったとき		・届出書（第22号の3）	

次のページに続く

変更等の事項		変更届出書等の様式・添付(提示)書類		期限
		閲覧用	非閲覧用	
事業者基本情報	商号又は名称を変更したとき	・変更届出書(第22号の2)	・登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※商業登記の変更を必要とする場合のみ	事実発生から30日以内
	営業所の名称を変更したとき	・変更届出書(第22号の2) ・建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(第11号)	・登記事項証明書 ※商業登記の変更を必要とする場合のみ	
	営業所の所在地を変更したとき	・変更届出書(第22号の2)	・登記事項証明書 ※商業登記の変更を必要とする場合のみ ・営業所付近の案内図 ・営業所の写真(営業所のある建物の外観、入口付近及び営業所内部(建設業許可の標識掲示状況)、標識を写したもの)提示	
	営業所において営業を行う建設業の種類を変更したとき (営業所の専任技術者の変更の届出書類も提出すること)	・変更届出書(第22号の2)		
	資本金額(又は出資総額)に変更があったとき	・変更届出書(第22号の2)	・登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※商業登記の変更を必要とする場合のみ ・株主(出資者)調書(第14号)	
	新たに役員等又は、支配人となった者があるとき	・変更届出書(第22号の2) ・役員等の一覧表(別紙1) ・誓約書(第6号)	・許可申請者の住所・生年月日に関する調書(第12号) ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※商業登記の変更を必要とする場合のみ <綴じずに提出するもの> ①事業主及び役員等名簿 ②登記されていないことの証明書 ③身分証明書 ※上記②に代わり医師の診断書を提出する場合は要相談	

次のページに続く

変更等の事項		変更届出書等の様式・添付(提示)書類		期限
		閲覧用	非閲覧用	
事業者基本情報	・役員等又は、個人の事業主及び支配人の氏名に変更があったとき ・取締役が代表取締役就任するなど役員内部で交代があったとき	・変更届出書（第 22 号の 2） ・役員等の一覧表（別紙 1） ・建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表（第 11 号） ※支配人の場合	・登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※商業登記の変更を必要とする場合のみ	事実発生から 30 日以内
	営業所の新設をしたとき （令 3 条に規定する使用人の変更、営業所の専任技術者の変更の届出書類も提出すること）	・変更届出書（第 22 号の 2）	・登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※商業登記の変更を必要とする場合のみ ・新設営業所付近の案内図	
廃業等	一部の業種を廃業したとき	・廃業届（第 22 号の 4） ・変更届出書（第 22 号の 2）	・営業所技術者等証明書（第 8 号）又は届出書（第 22 号の 3）	廃業後 30 日以内
	全部の業種を廃業したとき （届出者 （ア）許可に係る建設業者が死亡したとき・・・相続人 （イ）法人が合併等により消滅したとき・・・消滅時に役員であった者 （ウ）法人が破産手続開始の決定により解散したとき・・・破産管財人（※破産手続の終了後は、破産手続開始決定時に役員であった者） （エ）法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき・・・清算人（※清算の結了後は、解散時に役員であった者））		・廃業届（第 22 号の 4）	

次のページに続く

変更等の事項		変更届出書等の様式・添付(提示)書類		期限
		閲覧用	非閲覧用	
決算等	事業年度を終了したとき	・変更届出書（別紙 8） ・工事経歴書（第 2 号） ・直前三年の各事業年度における工事施工金額（第 3 号） ・貸借対照表 （法人は第 15 号、個人は第 18 号） ・損益計算書 （法人は第 16 号前段、個人は第 19 号） ・完成工事原価報告書（第 16 号後段）※法人のみ提出 ・株主資本等変動計算書（第 17 号）※法人のみ提出 ・注記表（第 17 号の 2）※法人のみ提出 ・事業報告書（任意様式） ※特例有限会社を除く株式会社は届出を行う必要があります。必要記載事項については会社法施行規則で規定されています。 ・附属明細表（第 17 号の 3） ※特例有限会社を除く株式会社のうち、次のいずれかに該当するもののみ提出 ①資本金の額が 1 億円超であるもの ②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上であるもの	・納税証明書（納付すべき額及び納付済額） ※事業税	毎事業年度経過後 4 月以内
	使用人数に変更があったとき	・使用人数（第 4 号）		
	定款に変更があったとき	・定款		
	健康保険等の加入状況に変更があったとき （※変更内容が従業員数の部分のみである場合に限る。）	・健康保険等の加入状況（第 7 号の 3）		

次のページに続く

《変更等の届出事項と提出書類についての留意事項》

- 1 変更届出書（様式第 22 号の 2）の記載例は、P.98 を参考にしてください。
- 2 行政書士に届出事務を委任する場合は、届出ごとに委任状を作成し、その本通に届出者の印鑑証明書を添付して提出してください。ただし、初めての代理申請に係る委任状に記載された委任の範囲に、その後の届出が含まれるときは、その委任状の写し（印鑑証明書の添付不要）を提出してかまいません。
- 3 令和 5 年 1 月より、資格者証の原本提示は不要になりました。
技術者の要件を確認する証明書は、監理技術者資格者証の写しを提出した場合は、卒業（修業）証明書、資格認定証明书写し、実務経験証明書、指導監督的実務経験証明書の提出は不要です。
建設業法 27 条第 1 項に規定する技術検定に合格したことを証明する書類は、合格証明書を原則としますが、技術検定の合格後合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書に代えることができます。
- 4 次の書類については、発行後 3 ヶ月以内のものに限りますのでご注意ください。
・卒業証明書 ・登記されていないことの証明書 ・身分証明書 ・登記事項証明書 ・納税証明書 ・委任状及び印鑑証明書（写しを除く。）
- 5 納税証明書（知事許可）の申請の仕方
「使用目的」・・・1 建設業許可申請（変更届）用
「証明事項」・・・1 納付すべき額、納付した額及び未納の額
法人：対象事業年度で申請
個人：対象事業年度の前年所得分で申請
例 対象事業年度が平成 27 年の場合 → 平成 26 年所得分
※ 詳しくは、富山県HP：<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SdsJuminWeb/LinkGate.harp>
- 6 既存の営業所所在地の変更、営業所の新設等に伴い、主たる営業所の所在地が他の土木センターの担当市町村に移る場合、変更届出書は担当が移る前の土木センターに提出してください。
なお、その後の届出書等は、新しい担当の土木センターに提出してください。
例
主たる事務所の所在地 担当の土木センター
移転前 滑川市 新川土木センター
移転後 富山市 富山土木センター
→既存の営業所所在地変更に伴う「変更届出書」は新川土木センターに提出

9 コード番号表

(1) 知事 許可コード番号

富山県知事	16
-------	----

(2) 富山県市町村コード番号

富山市	16201	黒部市	16207	上市町	16322
富山市水橋	16299	砺波市	16208	立山町	16323
高岡市	16202	小矢部市	16209	入善町	16342
魚津市	16204	南砺市	16210	朝日町	16343
氷見市	16205	射水市	16211		
滑川市	16206	舟橋村	16321		

(3) 営業所技術者等証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号

一 般 建 設 業		建設業の種類 (項番64)	有資格者区分 (項番65)
法第7条 第2号	イ（所定学科卒業と実務経験）	1	01
	ロ（実務経験10年以上）	4	02
	ハ（国家資格者又は大臣特認）	7	資格免許コード〇◎

特 定 建 設 業			建設業の種類 (項番 6 4)	有資格者区分 (項番 6 5)
法第15条第 2 号イ (国家資格者)			9	資格免許コード◎
法第15条第 2 号ロ (指導監督実務経験)	法第 7 条 第2号	イ (所定学科卒業と実務経験)	2	0 1
		ロ (実務経験10年以上)	5	0 2
		ハ (国家資格者又は大臣特認)	8	資格免許コード○
法第15条第 2 号ハ (大臣特認)		法第15条第 2 号イと同等	3	0 3
		法第15条第 2 号ロと同等	6	0 4

10 技術者の資格・免許コード番号表

根拠法令等		資格区分		建設業の種類（土、建、電、管、鋼、舗、園は指定建設業）																															
		コード	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解(注1)			
建設業法		高校指定学科卒業後実務経験5年以上(注2)	01	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		大学指定学科卒業後実務経験3年以上(注2)	02	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
建設業法	合格証明書(注3)	実務経験10年以上(注2)	02	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		1級 建設機械施工管理技士(注5)	11	◎					◎								◎																		
		2級 建設機械施工管理技士(第1種～第6種)(注5)	12	○					○								○																		
		1級 土木施工管理技士	13	◎				○ ₁	◎	◎	○ ₁			○ ₁	◎	○ ₁	◎	◎			◎	○ ₁			○ ₁			○ ₁	○ ₁	◎		○ ₁	◎※1		
		1級 土木施工管理技士補	1H					○ ₁	○ ₁	○ ₁	○ ₁			○ ₁	○ ₁	○ ₁	○ ₁				○ ₁	○ ₁			○ ₁			○ ₁	○ ₁	○ ₁	○ ₁	○ ₁	○ ₁		
		2級 土木施工管理技士	土木	14	○				○ ₂	○ ₂	○	○ ₂			○ ₂	○	○ ₂	○	○			○ ₂	○ ₂			○ ₂			○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○※1		
			鋼構造物塗装	15					○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂			○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂				○ ₂	○ ₂			○ ₂			○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂		
		2級 土木施工管理技士補	薬液注入	16					○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂			○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂				○ ₂	○ ₂			○ ₂			○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	
			土木	1J					○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂			○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂				○ ₂	○ ₂			○ ₂			○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	
		2級 土木施工管理技士補	鋼構造物塗装	1K					○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂			○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂				○ ₂	○ ₂			○ ₂			○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	
			薬液注入	1L					○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂			○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂				○ ₂	○ ₂			○ ₂			○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	
		1級 建築施工管理技士	20		◎		◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎※1	
		1級 建築施工管理技士補	2C				○ ₁	○ ₁	○ ₁	○ ₁	○ ₁			○ ₁	○ ₁	○ ₁				○ ₁	○ ₁	○ ₁	○ ₁	○ ₁	○ ₁	○ ₁			○ ₁	○ ₁	○ ₁	○ ₁	○ ₁		
		2級 建築施工管理技士	建築	21			○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂			○ ₂	○ ₂	○ ₂				○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂			○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○※1		
			躯体	22			○	○ ₂	○	○ ₂	○ ₂	○ ₂			○	○	○				○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂			○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○※1	
		2級 建築施工管理技士補	仕上げ	23			○	○	○	○ ₂	○			○	○	○ ₂				○	○	○	○	○	○ ₂	○			○	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	
				2D			○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂			○ ₂	○ ₂	○ ₂				○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂			○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂		
		1級 電気工事施工管理技士	27									◎														○ ₁									
		1級 電気工事施工管理技士補	2E																							○ ₁									
		2級 電気工事施工管理技士	28										○														○ ₁								
		2級 電気工事施工管理技士補	2F																								○ ₂								
		1級 管工事施工管理技士	29											◎			○ ₁		○ ₁	○ ₁					○ ₁	○ ₁			○ ₁	○ ₁	○ ₁		○ ₁		
		1級 管工事施工管理技士補	2G														○ ₁		○ ₁	○ ₁	○ ₁				○ ₁	○ ₁			○ ₁	○ ₁	○ ₁	○ ₁	○ ₁		
		2級 管工事施工管理技士	30												○		○ ₂		○ ₂	○ ₂	○ ₂				○ ₂	○ ₂			○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂		
		2級 管工事施工管理技士補	3A														○ ₂		○ ₂	○ ₂	○ ₂				○ ₂	○ ₂			○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂		
		1級 電気通信工事施工管理技士	31																									◎							
		2級 電気通信工事施工管理技士	32																									○							
		1級 造園施工管理技士	33						○ ₁	○ ₁	○ ₁	○ ₁			○ ₁	○ ₁	○ ₁		○ ₁			○ ₁	○ ₁			○ ₁		◎	○ ₁		○ ₁	○ ₁	○ ₁	○ ₁	
		1級 造園施工管理技士補	3D						○ ₁	○ ₁	○ ₁	○ ₁			○ ₁	○ ₁	○ ₁		○ ₁	○ ₁		○ ₁	○ ₁			○ ₁		○ ₁	○ ₁	○ ₁	○ ₁	○ ₁	○ ₁	○ ₁	
		2級 造園施工管理技士	34						○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂			○ ₂	○ ₂	○ ₂		○ ₂	○ ₂		○ ₂	○ ₂			○ ₂			○	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	
2級 造園施工管理技士補	3E						○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂			○ ₂	○ ₂	○ ₂		○ ₂	○ ₂		○ ₂	○ ₂			○ ₂			○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂	○ ₂			
建築士法	免許証又は免許証明書	1級 建築士	37			◎	◎				◎			◎	◎									◎											
		2級 建築士	38			○	○				○			○										○											
		木造 建築士	39				○																												
技術士法	登録証	建設・総合技術監理(建設)	41	◎					◎			◎					◎	◎									◎						◎※2		
		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	42	◎					◎			◎			◎		◎	◎										◎						◎※2	
		農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	43	◎					◎																										
		電気電子・総合技術監理(電気電子)	44										◎													◎									
		機械・総合技術監理(機械)	45																								◎								
		機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)	46											◎													◎								
		上下水道・総合技術監理(上下水道)	47											◎																			◎		
		上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)	48											◎															◎		◎				
		水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	49	◎					◎										◎																
		森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)	50																										◎						
		森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	51	◎					◎																				◎						
		衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	52											◎																					
		衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)	53												◎																◎				
		衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)	54												◎																◎		◎		
電気工事士法(注4)	免状	第1種 電気工事士	55								○																								
		第2種 電気工事士 +免状交付後実務経験3年以上	56									○																							
電気事業法	免状	電気主任技術者(第1種～第3種) +免状交付後実務経験5年以上	58								○																								

[illegible]

11 技術者の資格（指定学科）表

法第7号第2号イ該当者、法施行規則第1条

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業※1	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業※2 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業※2	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

※ 実務経験には、各種法令で請け負うことが禁止されている工事（建設業許可を要する工事であるにもかかわらず無許可で請け負ったもの、建設リサイクル法に基づく解体工事業登録を要する工事であるにもかかわらず無登録で請け負ったもの など）における経験を算入することはできません。

※1 建設リサイクル法施行後の解体工事に係る経験は、土木工事業、建築工事業、解体工事業、（とび・土工事業 令和元年5月31日まで）に係る建設業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負うことが許されているものに限り経験期間に算入することができます。

※2 電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等であれば直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り経験期間に算入することができます。

具体的な類似学科

※類似学科については、学科名の末尾にある「科」「学科」「工学科」は他のいずれにも置き換えることができます。ただし、「森林工学科」「農林工学科」「農業工学科」「林業工学科」については、置き換えることはできません。

指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科
土木工学に関する学科	開発科	土木工学に関する学科	緑地土木科	機械工学に関する学科	エネルギー機械科
	海洋科		林業工学科		応用機械科
	海洋開発科		林業土木科		機械科
	海洋土木科		林業緑地科		機械技術科
	環境科		学科名に関係なく生産環境工学コース・講座・専修・専攻		機械工学第二科
	環境開発科		学科名に関係なく農業土木工学コース・講座・専修・専攻		機械航空科
	環境建設科		学科名に関係なく農業工学コース・講座・専修・専攻		機械工作科
	環境整備科				機械システム科
	環境設計科				機械情報科
	環境造園科				機械情報システム科
	環境土木科				機械精密システム科
	環境緑化科				機械設計科
	環境緑地科				機械電気科
	建設科	都市工学に関する学科	環境都市科		建設機械科
	建設環境科		都市科		航空宇宙科
	建設技術科		都市システム科		航空宇宙システム科
	建設基礎科	衛生工学に関する学科	衛生科		航空科
	建設工業科		環境科		交通機械科
	建設システム科		空調設備科		産業機械科
	建築土木科		設備科		自動車科
	鉱山土木科		設備工業科		自動車工業科
	構造科		設備システム科		生産機械科
	砂防科	電気工学に関する学科	応用電子科		精密科
	資源開発科		システム科		精密機械科
	社会開発科		情報科		船舶科
	社会建設科		情報電子科		船舶海洋科
	森林工学科		制御科		船舶海洋システム科
	森林土木科		通信科		造船科
	水工土木科		電気科		電子機械科
	生活環境科学科		電気技術科		電子制御機械科
	生産環境科		電気工学第二科		電力機械科
	造園科		電気情報科		農業機械科
	造園デザイン科		電気設備科		学科名に関係なく機械（工学）コース
	造園土木科		電気通信科		
	造園緑地科		電気電子科	建築学に関する学科	環境計画科
	造園林科		電気・電子科		建築科
	地域開発科学科		電気電子システム科		建築システム科
	治山学科		電気電子情報科		建築設備科
	地質科		電子応用科		建築第二科
	土木科		電子科	鉱山学に関する学科	住居科
	土木海洋科		電子技術科		住居デザイン科
	土木環境科		電子工業科		造形科
	土木建設科		電子システム科		鉱山科
	土木建築科		電子情報科		
	土木地質科		電子システム情報科		
	農業開発科		電子通信科		
	農業技術科		電子電気科		
	農業土木科		電波通信科		
	農業工学科（ただし、東京農工大学・島根大学・岡山大学・宮崎大学以外については、農業機械専攻、専修又はコースを除く。）				
	農林土木科	電気通信工学に関する学科	電力科		
	緑地園芸科				
	緑地科		電気通信科		

12 建設業の許可手数料等一覧表

申請区分	申請内容の例示（1：一般、2：特定）	手数料等 知事許可
新規 許可換え 新規（申請時 において他行政 庁の許可を受けて いる場合）	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 許可を受けようとする建設業 1 1 申請時において既に許可を受けている建設業	9万円
	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 許可を受けようとする建設業 2 2 申請時において既に許可を受けている建設業	
	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 許可を受けようとする建設業 1 2 2 1 申請時において既に許可を受けている建設業	18万円 (9×2)
般特新規	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 許可を受けようとする建設業 2 2 申請時において既に許可を受けている建設業 1 1	9万円
	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 許可を受けようとする建設業 1 1 1 申請時において既に許可を受けている建設業 2 2	
	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 許可を受けようとする建設業 2 2 2 申請時において既に許可を受けている建設業 1 1	
	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 許可を受けようとする建設業 2 2 2 2 申請時において既に許可を受けている建設業 1 1	
業種追加	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 許可を受けようとする建設業 1 1 申請時において既に許可を受けている建設業 1 1	5万円
	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 許可を受けようとする建設業 2 2 1 1 申請時において既に許可を受けている建設業 1 2 2 1	10万円 (5×2)
更新	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 許可を受けようとする建設業 1 1 申請時において既に許可を受けている建設業 1 1	5万円
	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 許可を受けようとする建設業 1 2 2 1 申請時において既に許可を受けている建設業 1 2 2 1	10万円 (5×2)

